

## II 戦前期「秘密保護法」の役割

瀨 厚

今年の六月六日、自民党が議員立法として第一〇二通常国会に提出した「国家秘密法に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」（通称「スパイ防止法案」）は、同国会最終日の同月二五日、衆議院本会議での記名投票により継続審議とし、内閣委員会に付託されることが決定した。これによって次期国会から本格的審議が開始されることになり、今後その法制化を目指す動きが一層活発化するものと予測される。

ところで、三次にわたる一連の「スパイ防止法案」が戦前の軍事機密保護を目的とした軍機保護法や国防保安法を模範としていることは、もはや周知のことであろう。「スパイ防止法案」第三次案作成者の一人森清（自民党安保調査会副会長）は、第三次案をめぐるスパイ防止法制定促進国民会議の公開シンポジウム（一九八四年九月二八日）の席上、「防衛秘密保護は刑法にもりこんでもいいが、戦前の例にならって特別法でということになった」とその作成経緯を明らかにして

いる。また、一九六五年二月に発覚した防衛庁統幕会議の『昭和三八年度総合防衛図上研究』（三矢研究）における非常事態特別措置法令の研究では、「自衛隊の行動を容易ならしめるための施策」として「防衛保護」が取り挙げられ、上記二法が参考条文として明記されているのである。

これらの事情からして、「スパイ防止法」（実際には『国家秘密法』だが）制定への背景には戦前の日本を軍事優先の政治体制へと追いやり、侵略戦争への批判を封殺するうえで重要な役割を果たした、これら戦前の軍事法制の復活が意図されていると言えよう。そこでは、三次にわたる「スパイ防止法案」の条文が、これらの軍事法制に酷似していることにとどまらず、国会への提出過程にいたる政治的社会的状況の戦前との酷似性にも注目せざるを得ない。以下の小論では、法制化の危険性が現実化してきた「スパイ防止法案」の狙いとその背景を把握する一方法として、戦前の軍事法制の内容とその役割を歴史のなかに跡づけ、最後に若干の整理を試みたいと思う。

### 1 軍機保護法の制定経緯

戦前の日本には、軍事上の秘密保護を目的とした軍事法制が数多く存在していた。そのため国民は幾重にも張り巡らされた軍事法制のなかで徹底して監視され、軍事関係の情報を積極的に入手するか、正確な知識を得ようとする機会は全くと言ってよいほど失なわれていた。

たとえば、海陸軍刑律（一八七一年八月制定、翌年二月施行）の第七〇条には、軍事機密を漏洩し、軍情を發露する者、記号・暗号の類を開示して機密の圖書を伝播する者などへの罰則が規定されていた。海陸軍刑律は、その後太政官布告として陸軍刑法と海軍刑法とに分離（一八八一年二月）し、さらに法律として制定（一九〇八年一〇月）された。この過程で軍事機密の対象範囲および罰則規定が一段と拡大された。なかでも戦時または事変以外では軍人軍属のみを適用対象としてきた同法に、一八八八年の改正で一般人への適用が明記されることになった。

一方、新聞・言論界を対象とした法制も着々と準備されていた。たとえば、一八七五年六月に制定された新聞紙条例にも、一八八三年四月の改正からは、陸・海軍卿に軍事関係記事掲載の可否に関する権限が与えられることになった。同年六月に改正された出版条例にもほぼ同様の条項が加えられ、さらに一八八六年一二月の改正では、「軍事機密ニ関スル事項ヲ記載スル文書圖書ヲ出版スルコトヲ得ス」（第一八条）と規定された。また、出版法（一八九三年四月公布）には、「外交軍事其ノ他官庁ノ機密」に関する無許可出版の罰則規定が設けられ、新聞紙条例に代る新聞紙法（一九〇九年五月公布）には、「陸軍大臣、海軍大臣及外務大臣ハ新聞紙ニ対シ命令ヲ以テ軍事若ハ外交ニ関スル事項ノ掲載ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得」（第二七条）と規定されていた。

この他にも間諜（スパイ）行為、軍事機密を外国に漏洩した者を罰する一九〇七年一〇月に改正された刑法第八五条（間諜罪）、軍事関連施設に関する軍事機密保護を目的とした鎮守府条例

(一八八九年制定)、軍港要港に関する件(一八九〇年制定)、要塞地帯法(一八九九年制定)、船舶法(同年制定)、防禦海面令(一九〇四年制定)などがあり、佐世保、呉、横須賀、舞鶴に代表される軍港規則も相次いで法制化されていった。

軍事機密保護のみを目的とする単独立法としての軍機保護法は、日清戦争で勝利を収め、中国大陸への本格的侵略と対ロシア戦争準備に着手していた山県有朋内閣によって、一八九九年七月に制定公布された(法律第一〇四号)。一九三七年八月に制定公布された軍機保護法(法律第七三号)は、これを全面的に「改正」したものであった。

同法の全面的「改正」への動きは、特に二・二六事件(一九三六年)を契機に一段と顕在化してきた政治状況のファッショ化を背景としていた。それは、「国策の基準」によって大陸と南方への侵略計画を決定した広田弘毅内閣が、陸海軍の圧力に屈する形で大規模な軍備拡張に乗り出す矢先でもあった。これと同時に国内では各領域で戦争準備体制が急速に進みつつあったが、その一環として国民の国防意識を高め、国民の精神・思想を動員し、統合する政策が構想されていた。

そうしたなかで、戦争準備体制の主要な推進者であった陸軍は、一九三六年六月、陸軍次官梅津美治郎の名で内閣書記官長藤沼庄平宛に「国防上ノ機密保護ニ関スル件」を通達し、政府が軍事機密保護を一層徹底させ、新たな法案整備に着手するように要請した。そこには、「将来戦ニ

於ケル勝利ノ要諦ハ武力戰ヲ主掌スル軍力平時ヨリ營々トシテ戰爭準備ヲ怠ラサルカ如ク思想戰、經濟戰ヲ主掌スル官民亦孜々トシテ之カ対策ヲ考究準備シ一朝時ノ時一糸不乱各最大能力ヲ發揮シ以テ敵國ヲ覆滅スルニ在リ」(『公文雜纂』一九三六年)と記されていた。すなわち、戰爭に向けた平時準備として国内での「思想戰・經濟戰」を戦い抜く体制の確立が必要だとしていたのである。

これを受けた形で、全面的「改正」案が陸・海軍省によって第七〇議会に提出されたのである。改正理由は、「近代ニ於ケル戰爭ガ國家ノ綜合力ヲ動員スル広義國防國家ニ在スルコトハ周知ノ事實ニシテ之ニ伴ヒ平戰兩時ニ互リテ保護秘匿ヲ要スルモノ亦往昔ノ比ニアラズ」(日高巳雄『軍機保護法』一九三七年、一一一頁)というものであった。「改正」案の第一条では、「本法ニ於テ軍事上ノ秘密ト称スルハ作戰、用兵、動員、出師其ノ他軍事上秘匿ヲ要スル事項又ハ図書物件ヲ謂フ、前項ノ事項又ハ図書物件ノ種類範圍ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム」と規定された。軍機保護法「改正」案で最も大きな争点となったのは、「軍事上ノ秘密」の範圍と内容についてであった。軍事秘密は、陸・海軍大臣によって認定されることになっており、それは陸軍省令第四三号の軍機保護法施行規則および海軍省令第二八号の軍機保護法施行規則において列挙されるものとした。しかし、それ自体広範多義にわたる内容を対象としていたため、実際の運用においては、陸・海軍大臣がその都度性質上軍事機密に属すると判断したものが「軍事上ノ秘密」と

された（伊達秋雄「軍機保護法の運用を顧みて」『ジュリスト』一九五四年六月、参照）。

広範多義にわたって「軍事上ノ秘密」と認定される可能性を残したことは、それを漏洩しなくとも、無意識・無目的のもとに「探知」・「収集」したのみで罰則の対象とする条項が用意されていただけに、国民生活に多大の影響力を発揮することになった。すなわち、戦時体制の強化に伴ない、日常生活のなかで偶然に知得した事柄をも「軍事上ノ秘密」と認定され、処罰の対象とされるケースが多くなつたからである。ましてやマスコミ・言論界では、「軍事上ノ秘密」に抵触することを警戒して、事前に自主規制を余儀なくされる事態が充分に予測された。

こうした疑問が相次いで提起された第七〇回議会の衆議院軍機保護法改正委員会において、政府委員である陸軍省兵務局長阿南惟幾は「（改正案の）狙ひどころは他から来る所の「スパイ」、極めて稀に本邦人が彼等から瞞されてさう云ふことをやる、或る極めて極く少数の一部、是の一二の欲望の為に犯す斯う云ふのでございまして、他の国民全部は、是の全部味方であり、全力を挙げて国家の不利なることは防ぐと云ふ日本国民の特性を十分信頼しての案でございませう」（社会問題資料研究会編『軍機保護法に関する議事速記録並委員会議録』一九七四年、三八頁）と答弁している。つまり、改正案が「スパイ」を目的とした一部の確信犯・故意犯を主に対象としたもので、一般の国民を直接対象としたものではない、としたのである。

しかし、「改正」案では、「偶然ノ原因ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他

人ニ漏泄シタルトキハ六月以上十年以下ノ懲役ニ処ス」(第五条)の条項を設け、過失犯への罰則規定をも周到に用意していたのである。この条項が一般の国民に対し法律面だけでなく、心理面からも軍事事項に関する情報の積極的な入手行為を抑制させたことは言うまでもない。それはまた、国民が政府・軍部からの一方的な情報を受容していく一つの契機ともなったのである。

軍機保護法「改正」案は、第七〇議会在が解散したため審議未了となったものの、日中戦争の勃発(一九三七年七月七日)による国内の戦時体制強化という状況のなかで、再び第七一特別議会上に提出された。その結果、七月三〇日に貴族院で、八月七日に衆議院で原案通り可決成立し、八月一三日に裁可、公布された。この時、衆議院軍機保護法改正委員会では、「本法ニ於テ保護スル軍事上ノ秘密トハ不法ノ手段ニ依ルニ非サレハ之ヲ探知収集スルコトヲ得サル高度ノ秘密ナルヲ以テ政府ハ本法ノ運用ニ当リテハ須ク軍事上ノ秘密ナルコトヲ知りテ之ヲ侵害スル者ノミニ適用スヘシ」とする付帯決議がつけられた。

これは「軍事上ノ秘密」の対象範囲を極力限定し、処罰対象者も出来る限り確信犯・故意犯に絞って適用することを申し合せたものであった。付帯決議を行なったことは、「改正」案を可決成立させた衆議院でさえ、軍機保護法が陸海軍当局の不当な拡張解釈によって乱用の恐れのある法律と認識していたことを示すものであった。そこで以下において、軍機保護法が一体どのようなケースで実際に適用されていったかをいくつか紹介しておきたい。

## 2 軍機保護法の適用実態

内務省警保局編『外事警察概況』（第七卷〔昭和一六年〕）には、陸軍刑法、海軍刑法、要塞地帯法等の違反例と並び、軍機保護法違反例が列挙されている。たとえば、大日本電力電燈夫林義（當時三三歳）は、北海道瀬棚線今金駅待合室で檜山支庁職員が利別村に対し四〇余名の召集令状交付の状況を偶然に見聞し、それを友人に漏泄したとして同法第五条違反に問われて検事局に事件送致となり、同年一二月二日に記訴猶予処分となった。福井県高浜漁業組合幹事北向菊之助（當時五四歳）は、舞鶴湾外の冠島に設営された軍事施設を出漁中偶然発見し、同組合理事長亀田三吉等に漏洩したとして福井地方裁判所から一月三十一日に懲役六カ月の処罰を受けた。また、大分県の無職岐部逸郎（当時二八歳）は、日豊線善光寺駅より柳ヶ瀬駅を列車にて通過中宇佐海軍航空隊所屬施設を無許可撮影したとして四月二八日、同県中津区裁判所より罰金三〇円を課せられた。

同じく、『外事警察概況』（第八卷〔昭和一七年〕）からもいくつか拾ってみよう。広島県のタンカー船橋丸機関士見習小川利蔵（当時二八歳）は、船舶乗組員として航行中呉軍港に碇泊中の艦船等を後日の参考または過去の思い出とするため自己所持の日記に記載して置いたことが、同法第二条「軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ収集シタル者ハ六月以上十年以下ノ懲役ニ処ス」の条文に違

反したとされ、山口地方裁判所検事局に送致、結局起訴猶予処分となった。大阪市の大連汽船所  
 属長陽丸船長小島盛長（当時五四歳）は、門司海軍武官より交付をうけて業務上領有中の図書を下  
 関駅待合所に誤って長時間遺留したことが、同法第七条「業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ  
 領有シタル者過失ニ因リ之ヲ他人ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ三千元以下  
 ノ罰金ニ処ス」の条文に違反したとされ、下関区裁判所より三百円の罰金を課せられた。

日高巳雄『軍機保護法』（一九三七年二月刊）は、軍機保護法の詳細な条文解説書だが、各条  
 文に違反事例が列挙されている。そのなかで、軍事関係誌『陸と海と空』の主幹が当雑誌で軍隊  
 の編成、軍艦、航空機、兵器に関する情報を収集・掲載し、読者の質問に答える企画を試み、同  
 時に読者による通信グループをつくって情報交換の場を提供していたことが同法第六条第一項の  
 「軍事上ノ秘密ヲ探知シ、収集シ又ハ漏泄スルコトヲ目的トシテ団体ヲ組織シタル者又ハ其団体  
 の指導者タル任務ニ従事シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス」に違反したとされた。また、  
 兵器、航空機等を趣味とし、同雑誌の購読者であった中学生は、通信グループに加入したことが、  
 第六条第二項「情ヲ知りテ前項ノ団体ニ加入シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ処ス」に違反  
 したとされた。

司法省刑事局編『思想月報』には、軍機保護法違反に問われた被告への判決書が収録されてい  
 る。たとえば、先に紹介した北向菊之助は、福井地方裁判所での一審判決書において、「証拠ヲ

按スルニ判示事実ハ被告人当公廷ニ於ケル判示同旨ノ供述ト舞鶴鎮守府參謀長各名義ノ軍機保護法違反事件檢挙ニ関スル件回答書中判示特定島嶼ニ於ケル軍事施設ハ軍機保護法第一条軍事上ノ秘密事項ニ該当スル旨ノ記載ヲ綜合シテ之ヲ認メ得ルヲ以テ其ノ証明十分ナリ」(同書、第九三号、一九四二年、一九七頁)とする判決を受けた。つまり、裁判所は軍機保護法違反で北向被告に懲役六カ月の判決を言い渡しながら、軍事機密の具体的表示を明らかにする必要なしとしているのである。この判決を不服として北向被告は上告したものの、上告審判決でも被告が知得・収集した事柄が軍機保護施設規則第一条第一項に規定された軍事機密と判示すれば、違反がどの条文に触れるかは明示する必要はないとしたのである。

北海道帝国大学工学部学生宮沢弘幸は、燈台監視船羅州丸に便乗して千島諸島旅行の帰途汽車車中で乗り合せた乗客から偶然当方面の海軍飛行場施設の有存在と、その指揮官に関する情報を得、それを外国人夫妻に伝えたとして同法違反に問われた。宮沢被告の弁護人は、軍機保護法の付帯決議が軍事上の秘密を「不法ノ手段」によらなければ探知収集出来ないものと明示しているとし、被告は付帯決議に明記された「軍事上ノ秘密ナル事ヲ知リテ侵害スル者」に該当せず無罪だと主張した。しかし、上告後の上告審判決書は、「軍事上ノ秘密知得ノ為ニ為サルル一切ノ行為ハ其ノ手段方法ノ如何ヲ問ハズ総テ軍機保護法ニ所謂探知ニ該当スルモノト解スルヲ相当トスルガ故ニ探知ヲバ秘密知得ノ手段方法自体不正ナルモノニ限定セントスルハ失当ナリ」(同右、第一〇

二号、一九四三年五月、一〇四頁)とした。付帯決議は完全に反故とされているのである。

以上、二つの判決書は、軍機保護法における軍事機密の絶対性と、その対象範囲が不当に拡大される危険性を具体的に示している。しかも裁判における軍事機密の認定については、裁判所、検事局にその判断能力がなく、陸海軍当局の見解をその都度照会するか、列証した判決書の通り、軍事機密の具体的表示は不用という裁判が横行することになったのである。これは陸海軍当局からすれば、軍事機密を口実に国民の日常生活まで管理統制する法的権限を得たことになった。こうして国民はあらゆる軍事事項、軍事情報について耳目を塞がれる状態に追いやられ、戦争準備政策等への発言や批判の自由が完全に奪われていったのである。

陸海軍当局の軍事機密保護を口実とする強権発動振りは、同法によって中央気象台長が観測結果とその統計図表の公表禁止(一九三七年二月)に追い込まれたこと、その翌年に暴風警報の発令までが禁止となり、以後天気予報が許可制になったこと、あるいは芸術的に高く評価された久留島英治氏の『大神戸景観図』が軍事機密に抵触するとして発禁処分(一九三七年九月)となったこと(『赤旗』一九八五年七月一七日付、参照)、また同法「改正」と同時に従来の地図が、全国百カ所以上に達する軍事施設および関連施設所在地に限り白地図とするよう命令されたこと、などに表われている。こうした事例は、非軍事領域まで軍事機密の網の目が張り巡らされていたことをよく物語っている。

軍機保護法が廃止されるまでの違反者の統計は不明だが、伊達前掲論文に依れば、公布後二年間余りで受理件数一五九件、人数二八〇人、内起訴三一件四四人、不起訴一二七件二三五人であったという。受理件数のうち約八割までが不起訴処分となっていることは、極く些細な事件まで捜査が実施された結果であった。

この数字だけの判断は早計かも知れないが、軍機保護法の一つの狙いが軍事機密を口実とする国民の監視や取締りにあったこと、制定公布以前から危惧されたように、「軍事上ノ秘密」の不当な拡大解釈が公布後二年間余りで早くも常態化していたこと、など軍事法制が本来有した危険性が明らかにされている。その意味でも軍事機密保護法は、治安維持法に比肩する国民弾圧法規としての性格を強く持っていたことが知れよう。

### 3 防諜団体の組織化と国防保安法の制定

軍機保護法「改正」の一方で、内務省警保局は、日中戦争の拡大に対応した国民戦争動員政策の一環として、全国各地に防諜団体を組織する作業を開始していた。国内の戦時体制を早急に確立し、戦争への支持・協力を得るためにも国防観念の涵養と防諜意識の高揚が当局の主要課題とされていたのである。

たとえば、日中戦争開始直後に組織された福島県の若松諜報防止会（一九三七年八月八日結成）は、若松市長、同郵便局長、同駅長が中心となり、「防諜に任ずる官憲を援助し以て防諜の実績を發揚する」ことを趣旨目的としていた。そして、「取締官憲に協力し違反者の警防に當る為に専ら国防觀念の熾盛に努める」ことを事業活動の概要に掲げていた（前掲『外事警察概況』第三卷〔昭和十二年〕、四三二頁）。ほぼ同様の内容の組織がこの他に、千葉県の房総要地青年協会、福井県の敦賀防諜委員会、愛知県の尾北外事研究会、広島県の呉軍港防諜協議会などが組織された。

翌一九三八年に入ると防諜組織の結成は、一段と活発となった。たとえば、横浜市磯子町の磯子防諜団（別称御国会、一月三〇日結成）、同じく横浜市の横浜防護団（別称美奈登会、六月二八日結成）、青森県大奥村の津軽要塞地帯大間地区擁護団（一月三日結成）、茨城県江戸崎町の稲敷地方防諜団（一月二二日結成）、同県日立町・助川町の日立助川地方防護団（五月二五日）、千葉県館山町の安房西部写真組合防諜団（七月二三日結成）、栃木県宇都宮市の親和会（五月六日結成）、などである。その後も防諜団、防諜連盟、防諜協議会の名称で防諜組織の結成が相次いだ。その結果、一九四〇年には約一四〇〇団体に達したとされた（前掲『外事警察概況』第六卷〔昭和十五年〕、三二七頁）。

内務省警保局は、全国に散在し不統一であった防諜組織を警防団の下に一元化させた。警防団は国民を対象とする防諜教育・訓練の実施機関となった。内務省がまとめた統計によれば、一九

四〇年中だけで国民防諜指導を目的とする講演会が全国で三一四七回（動員数八一万三〇二三人）、映画が五八八回（六〇万三七九三人）、展覧会が二二二回（八四万三九八人）開催されたとしている（同右、三二二頁）。このため内務省は防諜指導資料として、『防諜とは何ぞや』、『通俗防諜読本』、『写真と防諜の話』、『防諜写真に如何に取締られるか』、『防諜講演資料』等を各府県に配布している。

日中戦争が泥沼化する一方で、日本は対英米戦、対ソ戦の準備を着々と進めていた。防空法（一九三七年）、国境取締法（一九三九年）、軍用資源秘密保護法（同年）、要塞地帯法「改正」（一九四〇年）、字品港域軍事取締法「改正」（同年）など一連の軍事法制は、長期化する戦時体制の恒久的対策と位置づけられるものであった。これら各種の軍事法制に加え、一九四一年三月、秘密保護の対象範囲を一層拡大し、重罰を課す国防保安法（法律第四九号）が公布された。同法案は第二次近衛文麿内閣期の第七六議會に提出された。国防保安法委員会で提案理由の説明に立った司法大臣柳川平助（陸軍中将）は、「近代戦ハ所謂国家総力戦デアリマシテ、諜報、宣伝、謀略等ノ所謂秘密戦ガ、常ニ各地、各方面ニ互ツテ行ハレテ居ル」ため、これの対抗策として国家機密保護が一層必要となったと答弁した（社会問題資料研究会編『第七六帝國議會国防保安法に関する議事速記録立委員會議録(B)』一九七八年、一九頁）。すなわち、総力戦準備を口実にして国内の戦時体制の強化を図り、併せて国家機密保護の正当性を説いたのである。

国防保安法において「国家機密」とは、「国防上外国ニ対シ秘匿スルコトヲ要スル外交、財政、經濟其ノ他ニ関スル重要ナル國務ニ係ル事項」(第一条)と規定された。具体的には御前會議、樞密院會議、閣議、帝國議會の秘密會議またはこれに準ずる會議に付された事項およびその會議の議事、各行政各部の重要機密事項とされた。軍機保護法と同じく「外国ニ対シテ秘匿スルコトヲ要ス事項」、あるいは「重要ナル國務ニ係ル事項」が具体的に一体何を示すのか漠然としていた。

軍事機密にとどまらず外交、財政、經濟など各分野にわたって国家機密の範圍が拡大された国防保安法は、国家機密の探知、収集、漏洩の最高刑を死刑とし、未遂罪、教唆、煽動、予備、陰謀をも処罰の対象とするより徹底した弾圧法規となっていた。総力戦段階における軍事法制は不可避とする立場に立つ当時の法律家が、「本法の立法の趣旨がもつばら国防にあるといふ当然の事柄を没却して、本法が国内政治的目的に濫用されるやうなことが万一にも発生すれば、事態は重大且つ深刻であるといはなければならない」(團藤重光「国防保安法の若干の検討」『法律時報』第一三卷第五号、一九四一年五月、四頁)と警告を発するほど、同法が基調とした国民への威嚇主義は、國民を恐怖させ、言論の自由や人權を抑圧することになった。

国防保安法の制定を契機にして戦時国民防諜強化運動が活発に展開され、四月三日の各省次官會議で全国的に防諜週間実施を決定した。一部地域を除き五月一二日からの一週間全国一斉にラジオ放送、週報・写真週報の特集、講演会、読書会等の催物が行なわれた。その他地方防諜委員

会の設置促進、警察官警防団の訓練が実施され、各地で国民が強制動員された。

報道機関もこれに全面的に呼応し、五月一〇日付の『東京朝日新聞』は、「洩らすな機密」の見出しで防諜週間に各地で実施された催物を紹介し、同じく一三日付では、「おしゃべり」封鎖」の見出しで各地域の防諜活動振りを伝えている。以下防諜週間に報道された同新聞の見出しを拾っていくと、「恐れよ外人スパイの手」(一五日付)、「デマあの手この手」(一七日付)、「あれはスパイ 頻々警視庁へ投書」(二〇日付)といった具合にいずれも防諜への関心を喚起するのに一役買っていた。また、「スパイ御用心」(岡登志夫作)と題した次のような防諜標語をも掲載していた。

おはなしするのは よいけれど おくにの ひみつはよしませう スパイがちかくで きいて  
ます みどりの島山 うつくしい だいじなお国も ゆだんから 敵弾うけます けがれます  
にこにこ笑がほに ごようじん しらないお顔に ごようじん スパイはいつでも きいてま  
す(五月二一日付)

太平洋戦争開始後、国内の防諜体制は一段と強化され、一月八日には内務省内に設立されていた中央防諜委員会の外廓団体として防諜協会(会長今松治郎内務省警保局長)を新設した。防諜協会は国民防諜の啓発宣伝を一括して担当することになり、その地方組織防諜協会地方委員会も同年中に全国で四〇ほど設立された。これが七月一三日から始まった戦時国民防諜強化運動の推進機

関となった。

防諜協会の幹部には、大政翼賛会、帝国在郷軍人会、大日本警防協会、大日本産業報国会、大日本翼賛壮年団、大日本青少年団など官製ファッショ団体、それに陸・海軍省、情報局、経済界、言論界などからの人物が常議員として名を連ねていた。防諜協会はこれらファッショ団体と連動しつつ、国民に防諜の必要性を説き、国防保安法の妥当性を宣伝普及していった。しかし、国防保安法が軍機保護法とともに国民に絶えず威嚇を背景として、戦争への協力を強要していった事實は、歴史が示した通りである。

#### 4 「スパイ防止法案」の危険な仕掛け

以上歴史を振り返るなかで、今回継続審議が決定した「スパイ防止法案」の内容とその提出過程が一体何を意味しているかを二、三指摘しておきたい。

第一に、それが現憲法と相容れない内容を持つものであり、明らかに改憲を先取りした法案であることである。最終案（第三次修正案）によれば、第一〇条の過失による秘密漏洩罪と第四条および第五条第三項に規定された「我が国の安全を著しく害する危険を生じさせた」罪を除いて予備、陰謀、教唆、煽動を行なった者の処罰規定を設けている。ここに軍機保護法、国家保安法と

の酷似性を指摘できるが、これら戦前の軍事法制が示したように「国家秘密」の定義を拡大解釈することでいくらかでも処罰範囲を拡大できるのである。それは「国家秘密」とされる事項を無意識・無目的に収集・知得しても処罰の対象とされることを意味している。

言い換えれば、最終案で一七項目ある罰則規定のうち、いわゆる確信に基づく「スパイ」行為者の明示は九項目に過ぎず、残りは全て「スパイ」行為以外の行為を処罰対象としたものである（総評弁護士編『許すな「国民総スパイ法」』一九八五年、二四～二六頁、参照。「スパイ防止法案」がスパイを取締ることよりも「スパイ」をつくる法律、あるいはスパイ規定なき「スパイ防止法案」とされる理由がここにある。したがって今回の「スパイ防止法案」制定の狙いが、「スパイ」防止や「スパイ天国の汚名返上」を口実として、情報公開法制定の動きに象徴される国民の知る権利や、報道・言論・表現の自由を一層強く求める声を抑圧すること、「防衛秘密」、「外交秘密」を理由にして、防衛、外交に関する政策や情報への国民の批判と監視の目を事実上棚上げすること、にあると判断せざるを得ない。

そのことは、言論の自由が完全に封殺され、徹底した情報の操作・統制・管理のもとに遂行された過去の戦争を教訓として制定された「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」た憲法前文の主旨と全く相容れないことは明白であろう。また、最終案に盛り込まれた処罰規定が、一九八三年五月に発表された自主憲法制定議員同盟による第一

次憲法改正草案中の第二一条（集会・結社・表現の自由・通信の秘密）「改正」案を原型として、いることを想起するならば、「スパイ防止法案」自体が改憲のプログラムに組み込まれたものと位置づけることができよう。スパイ防止法制定促進国民会議の有力メンバーの一人法眼晋作（元外務事務次官）が今年六月一九日、仙台市で開催されたスパイ防止法制定促進宮城県民会議定時総会の席上、「スパイ防止法をやったら、来年の天皇在位六十~~五~~年を祝い、その後憲法を改正する」（『赤旗』一九八五年六月二〇日付）と述べたことは、そのことを裏づける発言に他ならない。

第二に、「スパイ防止法案」国会提出の背景には、実体化してきた日米軍事同盟路線に適合する国内の軍事的再編の動向との関連が存在することである。自衛隊発足（一九五四年）以来、軍装備の拡充と組織整備を目指すため機密保護を名目とするスパイ罪制定が一貫して要請されてきた。たとえば、一九五七年九月二九日、自衛隊幹部会の席上で津島防衛庁長官は機密保護の徹底を説き、一九六一年五月二九日の自民党政調国防部会（小幡治和部会長）が作成した「防衛体制の確立について党としての基本方針」は、防諜法の制定を強く要請していた。また、同年の刑法改正準備委員会では、今回の「スパイ防止法案」とほぼ同様の内容をもつ「改正刑法準備草案」第一三六条（機密探知罪）を設けていた。

そして、一九七八年一月に合意された「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）によって日米共同作戦体制が整備され、両国による共同軍事演習が活発化するに伴ない、ガイドライン

に盛り込まれた日米両国軍隊に関する「情報の保全」規定の法制化がアメリカや自衛隊制服組から強く主張されてきた。昨年一月に発表された「日米共同作戦」の合意においても、秘密事項の保護に関心が払われている。そうした経緯のなかで、「スパイ防止法案」の第二次案では、「防衛秘密」の具体的内容が別表に列挙され、在日米軍の「秘密」保護を目的とした「米軍地位協定に伴う刑事特別法」（一九五二年五月公布）第六条に相当する法律の自衛隊への導入が意図されていたのである（藤島字内「軍事中心の権力体制の再編・下の1」『労働法律旬報』第一一〇号、一九八四年八月一〇日、参照）。それによって、防衛庁がアメリカから調達する兵器類の「秘密」保護を目的とした「日米相互防衛援助協定に伴う秘密保護法」（一九五四年六月公布）を廃止するとしていた。第二次案は、上記二つの法律の機能を同時に併せ持つことが構想されていたのである。

この意味でも、「スパイ防止法案」の登場を、韓国も加えた日米韓軍事一体化進展のなかで把握しておく必要がある。最終案ではこの廃止条項が削除されたものの、同法案に期待された「防衛秘密」の徹底保護の姿勢は、今後一段と強まることが予想される。第三次案の作成者の一人箕輪登（自民党法令整備小委員会委員長）は、「次は有事法制だ」と題するインタビュのなかで、「スパイ防止法と有事法制の二つがうまくいって、はじめて防衛ができる」（『思想新聞』一九八五年五月五日付）と発言している。ここには、現在進行中の有事法制研究を進展させるためにも、「防衛秘密」を主要項目とする「国家秘密」保護の法律が事前に必要である、との考えが明らか

にされているのである。「スパイ防止法案」は、国内の軍事的再編を決定づける有事法制実現に向けて、言わば露払い的役割を担わされているとも考えられる。ここから、スパイ防止法の制定↓有事法制の実現↓日米韓軍事一体化路線の完成が意図され、その上に実質的改憲の政治スケジュールが設置されている、とするのは決して過言ではないであろう。

第三に、一連の法案制定の動向には、中曽根軍拡路線と日米共同軍事演習の正当性あるいは不可避性を説く新たな国防イデオロギーの創出が企画されていることである。スパイ防止法制定促進会議が昨年九月二八日に開催した公開シンポジウムの席上、江藤淳（東工大教授）は、「言論の自由と国家の秘密」と題する講演のなかで、「この立法が日本の言論表現界で活躍される方々の国家に対する忠誠心(Loyalty)を、国家側から積極的に求めようとする戦後初の立法になるであろう」(『世界思想』第一二二号、一九八四年一月、二二頁)と述べている。それは、「スパイ防止法案」が国家への忠誠心と引き換えに憲法第二一条の制限、あるいは見直しを事実上求めたものとする考えを示したものであった。

「外国に通報する目的をもって、または不当な方法で」国家機密を探知・収集し、これを外国に通報した者を死刑または無期懲役に処するという第四条の規定は、言論人や報道機関への恫喝を意味し、それと引き替えに国家への忠誠を獲得しようとするものであった。戦前の軍事法制と全く変ることないこの暴力的手段によって、「スパイ防止法」が国家への忠誠心を吟味する「踏

絵」として用意されようとしているのである。それゆえ、言論・表現の自由が制限され、国家政策への正当な手段による評価・批判の途が奪われ、権力による日常的恫喝が常態化した体制における忠誠心や愛国心の発揚が、戦前においてどれだけ悲惨な結果をもたらしたか今一度問い返す必要がある。

中曽根首相は、『ロサンゼルス・タイムズ』東京特派員サム・シェームソン記者のインタビューに答えて、個人の権利が国家の価値や要請と共存できる体系を内容とする新国家主義の必要性を説いたという（『朝日新聞』一九八五年九月九日付「ハッピー・ニッポン」）。江藤の「ロイヤリティ論」と関連するこの「新国家主義」の提唱は、結局戦前と同様に国家への個人の従属を、一見合理性を踏えたイデオロギーで粉飾しつつ、志向したものに過ぎない。つまり、そこに無条件に国家を擁護する権力の存在が介在する限り、「新国家主義」も結局は国民の民主的諸権利の抑圧を前提したものである。「スパイ防止法案」は、その意味で中曽根流「新国家主義」を法的に表現しようとしたものと言える。それが「スパイ防止法案」を新たな国防イデオロギーとする理由でもある。

今一度要約整理しておけば、「スパイ防止法案」は、改憲を志向し、軍事化を促進して国民に対し新たな忠誠心・愛国心を強要する国防イデオロギーの再生産を目標としたものと指摘できる。その上に保守支配構造の堅持と再編強化を究極の目標とする中曽根首相の説く「戦後政治の総決

算」が想定されているのである。そうであればこそ、私達は「スパイ防止法案」に隠された「危険な形で現状変革をくわだてる仕掛け」（奥平康弘「懸念されるスパイ防止法案」『朝日新聞』一九八五年七月一八日付夕刊）が一体何であるかを見抜いていくためにも、操り返し戦前の歴史を教訓とする必要があるだろう。